

令和7年 第6回

甲斐市農業委員会議事録

令和7年6月30日

- 1 日 時 令和7年6月30日（月） 午後3時00分～
- 2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎新館2階 防災対策室
- 3 日 程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第22号 農地法第3の規定による許可申請の件
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第24号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進
計画作成要請の件
- 4 欠席委員 4番 飯室委員、 11番 井上委員
- 5 議事録署名委員 14番 飯塚委員、 15番 三井委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 三井 賢治
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 田 中 鳩
- 7 閉 会： 午後4時30分

	<p>【事務局長】 それでは、第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。</p>
	<p>【議長】 (会長のあいさつ) すでに暑さが続き梅雨があければさらに暑くなる、体に気をつけて頑張っていただきたい。それでは議事に入ります。</p> <p>本日の出席委員は「17名」です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。</p>
(日程第1 議事録署名委員の指名)	
【議長】	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名人は、「14番 飯塚委員と 15番 三井委員」を指名致します。</p>
(日程第2 会期の決定) 【議長】	<p>日程第2「会期の決定」を致します。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、本日1日と決定します。</p>
(日程第3 議事) (報告第15号)	
【議長】	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>「報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上程致します。</p> <p>事務局に 番号7番から8番 の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長 資料1ページをお願いします。</p> <p>農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。 甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので報告します。</p> <p>番号7番 地図公図は1ページ、2ページになります。 篠原●●ほか1筆、合計面積 22.56 m²を●●の●●さんから宅地拡張のための転用の届出が出ています。</p>

現地は既に宅地の一部として利用されている状態であったため、申請者に聞き取りを行いましたが、申請者も当該土地を相続した昭和45年時点では現在の状態となっていたため詳しい経緯を把握しておらず、相続時点でこのような現況となっていたためその利用に問題はないと思っていたとのことでありました。

申請者において、当該違反転用を行ったと認められず、また相続後の利用についても違法性の認識がなかったとのことであるため、上記経過を記載した経過理由書を添付したうえでの追認案件といたしました。

続きまして

番号 8 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

富竹新田●●、面積 634 m²を●●の●●さんから貸し駐車場にするための転用の届出が出ています。

現地は既に碎石が敷設され、農地としての形態を有していなかったため、本人より聞き取りを行ったところ、農地に碎石を敷設することに手続きが必要であるとの認識がなく、防草等を目的として、碎石の敷設を行ったとのことでした。

申請人において、碎石の敷設が農地法違反になるとの認識がなく行ったとのことがありましたので、今後は農地法を順守する旨を記載した始末書の添付を受けたうえでの追認案件といたしました。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番 ●●委員】

●番の●●です。

現地調査時に駐車場として運用される状態の前にトラロープで区画が整備されていて駐車場としてすぐに運用できる状態であったことを事務局側にも報告しましたが、その後どうなったのでしょうか。

【事務局】

確認したところその際に担当の方で先にトラロープで区画を分けることは事前着工になり農地法違反になってしまいますと話をしたうえで本人に今後このような事が無いようにと伝えておりますので認めていただきたいと思います。本人には再度注意しております。

【議長】

よろしいですか。他に質問ありますか。

【●番 ●●委員】

今の説明だと本人は知らずに砂利を敷き駐車場として使っていた、それ

が事前着工だということで農地法違反になっている。これを追認案件として認めてしまうという、その審議の仕方は農業委員会としてどうなんですか。農地法違反があれば一旦取り下げをしてもらい理由をきちんと説明したうえで審議に上げる事をしないと、本人知らなかつたからやつたと、違反転用して使つているにも関わらず、追認案件で上がつたから認めましょうというのは審議の仕方が違う気がします。

【事務局】

時系列整理します、まず事務局に届を出す段階では砂利は敷設されていましたが駐車場の現況にはなつていな状況です。その後届出を出しましたので、申請者側はスラロープ等施工していいものと誤認して敷設した順序です。最初に砂利を敷いたのは防草目的と聞いており、敷設が前になつたということは適切ではなかつたと思うが、最初から駐車場だったものに事務局が良いと言つたわけでなはない事はご理解いただきたい。最初の砂利が敷設されたことに対して始末書をいただいています。ただトラロープを事前に着工したことについて始末書はいただいていません。

【●番 ●●委員】

防草のために砂利を敷くことは農地管理上若干認められる部分はあると思うが、その後申請を出して許可が下りる前に駐車場としてトラロープを施工して駐車場として運用することの始末書も取らないとうまくない気がします。

【事務局】

今後そういう所は気を付け、こまめに確認して追加でも始末書を改めていただくようにしたいと思います。また本人にも注意指導をしていきたい考えます。

【議長】

他にありますか。はいどうぞ。

【●番 ●●委員】

このような場合、始末書だけで農地法で罰則規定はありますか。違反しても始末書だけではやつてしまつた者勝ちではないですか。

【議長】

●●の●●を強制代執行した事例はある他、●●の方にも事例がある。ただ今の案件のような事例について始末書以上に何かペナルティーをしたということまでの経験は私にはなかつたですね。

他にありますか。

【●番 ●●委員】

やっぱり現況と違えばダメだし、始末書なんていぐらでも作れる、始末書を書くことは規定には何もない。農業委員会でルールを作らなければいけない。工事業者も農地か農地でないか分かると思う、徹底させなければい

	<p>けない。事後で OK なら工事業者も始末書を書けば通るとの発想をする。このままだとずっと出てくる。ケースごと罰則を設けないとダメだと思う。是非検討してください。</p>
【議長】	<p>今年度より法改正により、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等、本人から確認のための書類をつけることになっている。始末書まで書くか県に確認して事務局できちんとした形にしてもらいたいと思います。</p>
【事務局】	<p>どのような内容を提示できるか県にも確認して検討させて頂き、報告したいと思います。</p>
【●番 ●●委員】	<p>こういう問題が多発している状況を踏まえてしっかりした形をお願いします。</p>
【事務局】	<p>わかりました。</p>
【議長】	<p>他にありますか。 では質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。</p>
(報告第 16 号)	
【議長】	<p>それでは次の議事に移ります。 「報告第 16 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上程致します。 事務局に 番号 25 番 から 32 番 の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい議長。 資料2ページをお願いします。</p>
	<p>農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。</p>
	<p>番号 25 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。 西八幡●●、面積 204 m²を●●の●●さんの成年後見人●●さんから、●●の●●に、貸し駐車場にするための転用の届出が出ています。 現地は、碎石が敷設され、農地の形態を成していないかったため、譲渡人より聞き取りを行ったところ、所有者である●●さんは平成27年4月頃から高齢で農作業が困難となりその後現地には行っておらず、後見人も現地を確認しておりませんでしたが、この度の届出にあたり現地を確認したとこ</p>

ろ、碎石が敷設されていたとのことであり、譲渡人としても、碎石が敷設された経緯は不明とのことでありました。

本案件は譲渡人が違反転用を行ったわけではなく詳しい経緯も不明であったため、上記の内容を記載した経過理由書の添付を受けたうえでの、追認案件といたしました。

続きまして

番号 26 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

玉川●●外1筆、合計面積 638 m²を●●の●●さんから、●●の●●に、賃貸借により駐車場にするための転用の届出が出ています。

隣接転用地(昭和町分)と一体利用を計画しています。

続きまして

番号 27 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

富竹新田●●、面積 79 m²を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により駐車場にするための転用の届出が出ています。

隣接の宅地と一体利用を計画しています。

続きまして

番号 28 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

竜王新町●●、面積 210 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権移転により個人住宅にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 29 番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

島上条●●、面積 386 m²を●●から、●●の●●に、所有権移転により駐車場にするための転用の届出が出ています。

資料 3 ページをお願いします。

番号 30 番 地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

篠原 758-1 外 1 筆、合計面積 1,747 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権移転による店舗用用地にするための転用の届出が出ています。

番号 31 番 地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

篠原●●外3筆、合計面積 223 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんほか 2 名に所有権移転による貸駐車場にするための転用の届出が出ています。

次に、篠原●●外 1 筆、合計面積 478 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんほか 2 名に所有権移転し、貸し駐車場にするための転用の届出が出ています。全体6筆の合計面積は 701 m²となります。

現地には碎石が敷設されていたため、その経緯について確認を行ったところ、譲渡人は数年前の施設の入所に際し、申請地の管理を隣人に依頼しており、その隣人において●●線の工事に際して、申請地を農地法違反との認識なく、資材や車両置場としての利用を認めていたとの事実が判明いたしました。

譲渡人においては、許可なく農地を転用したとの認識もないとのことであったため、経過理由書を添付しての追認案件といたしました。

なお、それぞれの土地の共有持ち分は、●●から●●については●●さんが単独所有のものを3名で共有し、均等に所有権を移転します。

また、●●と●●の2筆については、4人の共有名義でしたが、●●さんの持ち分を他の共有者に均等に分配する計画となっております。

資料 4 ページをお願いします。

番号 32 番 地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

篠原●●、面積 411 m²を●●の●●さんから●●の●●さんほか2名に所有権移転による貸駐車場にするための転用の届出が出ています。

先ほどの番号 31 番と同様に、本件につきましても砂利を敷設した違反転用であるため、経過理由書提出による追認案件となります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 22 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 13 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

番号 13 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

竜王●●、面積 236 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜と果樹の栽培を予定しています。所有機械については小型耕運機です。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

なお、本申請地の東隣りの竜王●●に付きましては、譲受人において自己用住宅を建築する計画があり、別途 5 条許可申請が提出されておりますので、後ほど議案第 23 号 番号 10 番にてご審議をいただく予定であることを申し添えます。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番の●●です。

今月 19 日に、正副会長、推進委員、事務局 2 名で現地調査を行いました。

後に報告する 5 条申請の 10 番個人住宅建築に関連する事項です。土地の面積が規制より広すぎるため 2 筆に分筆し、農地として残し、新規に農業経営を行い自家消費と販売をする予定です。営農計画書自体は問題ないのですが、農地を取得後に計画通りに営農が行われない事例が散見されており、罰則規定がないとのため営農計画書通りに営農する念書を申請書類に添付することや、営農実績報告書等の提出による改善を提案します。また農業委員としては農地パトロール時等適切に管理されているか監視見守りをしていくつもりです。以上ご審議をお願いします。

【議長】

この案件については 6 ページの 10 番が関連しています。これと一体になるので事務局から先に 10 番も説明してもらいます。

【事務局】

では 5 条の 10 番の説明をさせていただきます。資料 6 ページです。

番号 10 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

竜王●●外 4 筆、合計面積 632.29 m²を●●の●●さんほか 1 名から●●の●●さんに所有権移転により、個人住宅 1 棟を建築するための転用許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域で、集落接続がある第 3 種農地であり、先ほどの議案第 22 号番号 13 番の東隣の農地になります。

建築予定面積は 87.60 m²です。

汚水は公共下水道に接続。雨水は北側水路に放流する計画です。
地番●●、●●、●●及び●●につきましては、既に碎石が敷設され、
通路の形態となっているため、始末書を提出の上、追認案件となります。
隣接耕作者の同意書、土地利用計画図、排水承諾書等から問題ない
と考えられます。

モニターの写真は、最初は南側から撮影したものです。
次に東側からの写真、続いて北西側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】 それでは、先ほど●●委員に3条の説明をしていただきましたが、
次に ●●推進委員から説明をお願いします。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

6月19日に会長、副会長、●●農業委員、市職員2名で現地調査を実施しました。該当農地については市街化調整区域で、議案第23号の農地法第5条第1項の規定による許可申請と関連しておりますが、譲受人が該当地の隣接地●●番地に個人住宅を建設する計画が、500mを超えるため該当地を農地として利用し、野菜・柿・桃等を作付けする計画であります、計画書通りに行われているかを今後事務局と連携し確認していくと考えています。なお、事務局にお願いですが、特に第3条関係の有償移転につきましては、農地を守るために営農計画書通りに実施するということで可決承認されていますので、許可後も写真添付した実績報告をしてもらう等で農地を守っていきたいと考えますのでお願いします。

【議長】 それでは●●委員から10番の説明をお願い致します。

【●番 ●●委員】 ●番の●●です。先ほど報告した残りの宅地変更する部分ですが始末書が添付されているとはいえ届出が行われないまま進入路部分に碎石で整地する違反行為が確認されました。このような事前着手の事例も散見されるため、申請書受付時に業者等への指導の徹底をお願いしたいと思います。申請は汚水は甲府上下水道、雨水は浸透樹で自然浸透、超過分を隣接する北側側溝に排水するとの事です。耕作放棄地の解消にもつながるため問題はないと判断します。以上審議お願いします。

【議長】 少し説明します。違反転用で進入路を造ってしまった、その奥の所を宅地化し、その向こうを3条で農地として取得する、すると向こうの奥が囲繞地になり他の人は買えないことになる。違反転用始末書は道路部分でもらい、あとは普通にし耕作をきちんとするように指導して許可する案です。

●●推進委員、何か意見ありますか。5条の方でお願いします。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。同じメンバーで現地調査を実施しました。住宅等が連単する3種農地で現況確認すると建設予定地が進入路を確保するため4筆に分筆され現在砂利敷きとなっている状況で、農地に現状復帰することが望ましいと考えますが今回進入路含めての申請ということで、始末書も添付されています。汚水は公共下水道、雨水は水路に放流等、土地利用事業計画書等に基づき行うことで特に問題はないと考えます。審議お願いします。

【議長】

3条と5条を話していただいたのですが、まず3条の方ご意見ありますか。

(異議なしの声)

【議長】

それでは5条の部分についてはどうでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】

異議なしとのことですので、本案件を認めることに決定致します。

続きまして、事務局に14番の説明を求めます。

【事務局】

資料は5ページになります。

番号14番、地図公図は23ページ、24ページになります。

大塙●●番外4筆、合計面積2,847m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地でブルーベリー・柿の作付けを予定しています。所有機械についてはトラクター、小型バックホウです。

モニターの写真は広い範囲が分かるよう最初に航空写真を表示いたします。

続いて南東側から見た写真、南側からの写真、次に南東側からの写真、西側からの写真です。そして北側からの写真となります。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

現地調査の報告を●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番の●●です。

6月19日に、会長、●●推進委員、事務局と、借り受けをする●

●さんも立ち合いをしました。

この現状をみるとかなり異形で、これを農地として活用しブルーベリーを植えるということです。●●さんの説明ではブルーベリーを植える所は土を掘り起こし肥料を入れて、しっかり農地として活用していきたいと聞きました。この地域にブルーベリーはないので産地として営農計画に基づいてやっていただきたい。この場所は山林の中にあって周りはほぼ耕作放棄地で、山間部で人もあまり通らない所ですが、農業委員としても今後注視していきたい。農道も面しており販売もすると聞いています。事務局でも注視してもらいたいと思います。このような内容にてご審議をよろしくお願いします。

【議長】 次に ●●推進委員 の意見を求めます

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です

19日に正副会長、小田切委員、事務局、本人の●●さんもいらっしゃいましたして調査を行いました。

少し付け加えますと、ブルーベリーの土壤に合わないということで土を入れ替え、2年後の収穫を目指してこの秋に苗を植え付けたいとのことです。ご審議をよろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番●●委員】 ●番の●●です。

現状を見ると農作するような形態に見えない。計画に基づいて今後どのように変化するか見届けていく必要かと思います。

【議長】 話を聞くと一度失敗しており、酸性が強くないと育たないと知らずに植えたところだめになつたことを踏まえて今度植えていくとの事でした。

ただ現場に本人が来ていると、本人を前に辛辣な議論も出来ない。こういう形についてどういうものか議論してもらいたいと思います。

【事務局】 以前にも譲受人にも来てもらい説明を受けたことがありました。当然事務局としてどういう営農をするか聞き取りして農業委員の方に説明するのですが、土地の状態が悪い場合や営農方法が特殊な場合には事務局の説明に齟齬が出てしまうこともあるので、耕作者に来てもらう場合があります。今回こういう土地の状態のため本人から委員さんに説明してもらう方がいいと思いましたので依頼したという経緯です。

【●番●●委員】

詳細が分からぬ場合耕作者に説明してもらうのは必要かなと思います。ブルーベリーは土壤を酸性化させる必要あり、また根が浅く乾燥に弱い。営農計画通りきちんとできるか、事務局説明で不足すると考えられる場合は、事前に呼ぶことを言ってもらって、来てもらうのがいいと思います。

【事務局】

今後もし詳細な説明が必要な場合に耕作者に来てもらうようにしたいと思いますが、その場合には事前に担当委員さん、正副会長にご連絡をするようにしたいと思います。

【議長】

それともう一つは、説明が終わったら退席してもらわないと議論ができない。説明後は辞退してもらうということでお願いしたい。
ほか何かありますか。

【●番●●委員】

●●地区で広範囲農地を重機で転用して作物を作るという案件が以前あり来てもらったことがあったが、その時は委員の間で審議したあとに本人を呼び指導をした。事前に説明を受けると温情が入ってしまう。余程難しい案件以外は呼ばないことを基本にして、事務局としてどうしても委員に聞いてもらう必要がある時だけにする。本人がいるなかでは委員間での審議やり取りができないことを理解してもらいたい。

【議長】

現地に本人が来てもらう際は、こちらの議論ができる体制をとるということでおろしいですか。

その他何かありますか。質問がないようござります。

番号 14 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 15 番 の説明を求めます。

【事務局】

資料は同じく5ページをお願いします。

番号 15 番、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。

篠原●●、面積 202 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械については耕運機、ハーベスター、管理機等です。

モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

はい、 ●番の●●です。

過日、担当役員、事務局で現地調査を行いました。

本人が高齢のため農業ができないということで、娘さんに耕作を依頼するという相続の意味合いの形です。隣が娘さんの住宅で地続きです。実家もすぐ近くで多分父親が整地したばかりの状況であり特段問題はないかと思われます。

【議長】

次に ●●委員 に意見を求めます

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

19日は都合で現地調査に行けなかつたが、23日に現地を確認いたしました。

写真のとおりに耕作されており管理は十分できると考えられ問題はないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 15 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 16 番 の説明を求めます。

【事務局】

資料は引き続き5ページをお願いします。

番号 16 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

篠原●●外 1 筆、合計面積 1,010 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜、果樹の作付けを予定しています。所有機械については耕運機です。

モニターの写真は、長い進入路が分かるよう最初に航空写真を表示いたします。

続いて東側からの写真、次に南東側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】 はい、 ●番の●●です。

過日、担当委員、事務局と現地調査を行いました。

耕作放棄地のような状態でしたが、すでに野菜等植え付けされてありました。ただ進入路が不明で草が伸びていたため軽トラックや耕運機が通れるように依頼したところ、整備されたということで特段問題はないかと思われます。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます

【●●推進委員】 推進委員の●●です。

荒れている所が良くなるということありますし、進入路の管理をしっかりしてもらえばいいかと考えます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 16 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第 23 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。

議案第 23 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。事務局に番号 9 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 9 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

志田●●、面積 418 m²を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により、自動車整備を行う工場を建築するための転用許可申請が提出されました。建築予定面積は 169.4 m²です。

申請地は住宅等が連坦する区域で、集落接続がある第3種農地になります。

汚水はグリーストラップで処理し、北側水路へ放流。雨水も同じく北側水路に放流。

土地利用計画図、排水承諾書等から問題ないと考えられます。

なお、今回の申請地は、主に洗車スペースとして計画されておりますが、使用する洗剤につきましては、万一、周辺農地に流入した場合、作物の生育に影響がない成分の洗剤を使用する事を現地調査時に聞き取りをしております。

モニターの写真は最初に西側から撮影したものです。

続いて東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。

19日は私用で行けず 21日に現地調査を行いました。

周りは住宅地のため耕作されない状態になっていました。道向かいの業者が申請者で、きちんとした説明を受けました。農業を続けるには難しい状況であるため転用は止むを得ないかと感じます。

以上ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

6月19日に会長以下4名で現地調査を行いました。

申請地は3種農地になっており、住宅地域内に位置しています。譲受人は申請地の南側国道20号線沿いで12年ほど前から車の買い取り販売等を営んでいますが、自動車整備洗車等を行うために購入したいということです。雨水は北側にある水路に放水、問題は洗車等で発生する洗剤等の汚水ですが、敷地内にグリーストラップという油水分離装置、水と油の比重の違いを利用して浮き上がった油を貯める自然分離除去方式で、これを敷地内に敷設して、分離した排水を北側水路に放水するということです。以上から特に問題はないかと思われます。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番 ●●委員】

甲府都市計画ではこういう場所に工場は建てられない。工業地域か準工業地域ということで、韮崎都市計画では住宅隣接地でこの面積に工場設置ができるのでしょうか。

【事務局】

この対象地は韮崎の都市計画区域になり、用途が定められていない白地の場所になります。この場所に工場を建てて問題ないか都市計画所管課に確認しており、この農転計画は開発行為には当たらず問題ないとの回答を得ています。

市街化区域と調整区域においてケースごと何ができるか決まっていると思いますので都度都市計画課に確認を入れる形にしています。

【●番 ●●委員】

住宅密集地であり影響がないかが心配なのです。

【事務局】

都市計画課担当にはこの事業計画に問題ないことを確認は取っています。

【議長】

今の質問について、これは許可相当だと事務局では考えているということです。そういう処置でよろしいですか。

(異議なしの声)

ほか質問ありますか。

【●番 ●●委員】

汚水の件ですが、車を洗うことで相当外へ流れるが、こういう場合の汚水の管理規定は何かありますか。浄化槽の種類等、汚水だから法律上で流す場合の規定があるのではないか。

【議長】

私も現地調査において手動で吹付け洗う水が垂れ流しということに疑問持ったが、分離装置をつけるとの事でその場は納得しましたが、それについて何か調べてありますか。

【事務局】

山梨県には条例は無いとのことです。調べたところ関係するのは水質汚濁防止法と、山梨県生活環境の保全に関する条例に基づいて排泄される汚水の規制がされるということで、グリーストラップ方式を使えば分離されて水だけ排水でき、浮いた油は業者が管理するということです。

【議長】

ありがとうございました。

今の問題について他に何かありますか。

【●番 ●●委員】

洗浄水が敷地外に流出する件ですが、グリーストラップで水に浮く部分は分離キャッチするが、水溶性の洗剤を流した場合は水と一緒に放流してしまう。グリーストラップでは水溶性洗剤はキャッチ出来ません。

【議長】

そういう意見が出ましたが、どうしますか。

【事務局長】

これは水質管理になりまして環境課の担当になりますが、隨時水質調査を行っています。調査結果有害物質等が出た場合には原因を突き止め指導すると聞いています。今回有害な洗剤は使わないと説明があったということで問題ないと判断したところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

【議長】

ほか何かありますか。

質問がないようでございます。

番号9番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして番号10番ですが、先程事務局が説明し許可も取ってありますので、次に続きまして事務局に番号11番の説明を求めます。

【事務局】

資料は6ページになります。

番号11番、地図公図は33ページ、34ページです。

龍地●●、面積 532 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに、所有権移転により自己が経営する保育園の駐車場にするための転用許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域で、集落接続がある第3種農地になります。

雨水は自然浸透です。

なお、進入路は公図の向かって右側(東側)の赤道を利用する計画ですが、公図をご覧いただくと、申請農地の一部が道に食い込んだ形になっています。認定市道にはなっておりませんが、現在のところこの公図が法務局に備えられている正式の図面ですので、事務局はこの公図を基に判断したところ、問題ないと考えます。

旧双葉町時代に実施した地籍調査でこのような形になったと思われ、経緯は分かりかねますが、所管する建設課に申請地の現状については報告

を行っております。

また、残存する南側農地への進入につきましては、通行同意書の添付を受けており通作路の確保に問題はないと思われます。

その他、資金証明書、隣接耕作者の同意書、土地利用計画図等からも問題ないと考えられます。モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。

19日に、正副会長、推進委員、事務局と現地調査を行いました。

申請地は双葉と敷島の境界になり、この地域は全部田だったが50年位前から個々に開発が始まり、どこが境界か側溝か分からずの状態の公団です。進入路も舗装されていますが誰の土地か分からずの状態です。ただ申請地につきましては雑種地で駐車場にするにはなんら問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

19日に会長、副会長、●●委員、事務局と調査を行いましたが、私が腑に落ちないのが、公団の場合赤道からの進入路しかないが、地図の場合新しく道路ができており舗装がしてあって私道か公道か分からずの道を使うのに許可は必要ではないのでしょうか。

【事務局】

まず地図の方をご覧いただいて、大きな川で両側に細く管理用の道が川沿いに通っていますが、この道は公団には載っていません。公団の道は川の管理用の道ではなくて地図にある進入路になります。ご質問はそれを取り違えたものだと思いますが、公団の道が地図の進入路になりますのでなんら問題なく通れると認識頂ければと思います。

【議長】

よろしいですか。はい。

他にありますか。

【●番 ●●委員】

進入路から申請地に行くには側溝を跨がないと入れないと思う。そこが私有地かはつきりしていない。道路とは思えない所だからはつきりさせなければならぬと思うがどうか。

【事務局】 申請地につながる部分がコンクリート舗装されているがそこは本当に道なのか分からぬというのが●●委員の指摘かと思いますが、公図上申請地をとおる道になっておりますのでそこを通ることに問題はないと考えます。

【議長】 よろしいですか。はい、ほか質問はございますか。

【●番 ●●委員】 このような地形の複雑な場合は、詳細な図面や画像等を付けて皆に分かるようにしないと審議できない。次回からこのような案件については詳細な資料をお願いしたいと思います。

【事務局】 今後は公図が複雑な案件については、航空写真を添付する形で対応させていただきます。

【議長】 その他ご質問ございますか。

質問がないようですので、番号 11 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 12 番の説明を求めます。

【事務局】 資料 7 ページをお願いします。

番号 12 番、地図公図は 35 ページ、36 ページになります。

篠原●●、面積 995 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権移転により診療所(内科、消化器科)を建築するための転用の許可申請が提出されました。

建築予定面積は 268.37 m²。駐車場は 15 台分を確保予定です。

申請地は2種農地で、給排水は西側道路の上下水道本管に接続。雨水は浸透井、超過分は南側水路に放流します。

なお、周辺の道水路等の官地について、一部未分筆等により現況と公図が不一致となっている箇所がありますが、本申請地との境界は、境界立会いにより確定されており、測量成果は境界杭ごとに座標値データで管理されておりますので、申請地の範囲が変動することはないため、問題ないと考えます。

また、資金証明書、隣接耕作者の同意書、土地選定理由書、土地利用計画図等からも問題ないと考えられます。

参考に実測平面図をモニターに表示いたします。

次に現状の写真を表示いたしますが、最初に西側から撮影したものです。続いて東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。

過日、事務局、農業委員の皆さんと現地調査を行いました。

申請地は●●と●●の境の所で、南側が●●になっており、手前が●●川で地図上複雑な場所です。現況の地目が田になっているが、すでに嵩上げされていて造成されたような形になっています。草も 1 メートル以上で耕作された形跡がありませんが、今回の申請が出ていて審議をよろしくお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

19日に私用で行けなかったので 23 日に現地を見に行きました。診療所ができ隣が●●で処方箋対応すると思います。耕作放棄地のような現状の荒廃を田に戻すことはできないし、所有権移転もされているということで、特に問題はないかと思われます。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 12 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 13 番の説明を求めます。

【事務局】

資料は続きまして7ページとなります。

番号 13 番、地図公図は 37 ページ、38 ページになります。

玉川●●、面積 405 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、使用貸借により個人住宅1棟を建築するための転用許可申請が提出されました。建築予定面積は 134.15 m²です。

申請地は住宅等が連坦する区域で、集落接続がある第3種農地になります。

汚水は合併浄化槽を経由し、隣接水路に放流。

雨水は浸透樹で処理し、超過分は隣接水路に放流です。

なお、当初は西側をすべて水路に接する形で計画していましたが、建築確認の際に、隣接部は溝蓋を設置するよう指摘があり、申請者の予算の関係で設置が困難とのことで、本申請の形に分筆しております。西側に細く残る●●につきましては、申請者が農地として継続し、野菜の栽培を計画しております。また、隣接する●●番は来年以降、親族が借り受けて水田として耕作を行う計画です。

資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターの写真は最初に西側から撮影したものです。

続いて東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

申請地は圃場整理された所で、何年か前に娘さんの家を建てるということで農振除外の申出がされ農振除外がされた農地となります。ところが転用申請前に所有者である父が亡くなり相続が遅れたということでこのタイミングでの転用の申請がなされたということです。向いは家が建っており、隣は●●で●●が●●されていて、北側は野菜等作られ出荷もされている。ここに娘さんの家を建てるということに問題はないかと思われますので、ご審議よろしくお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

6月19日に現地調査がありましたが都合が悪く、22日に現地の確認を行いました。

申請地は個人住宅を建設するということで、対象地は市街化調整区域ではありますが3種農地であるとのことですので問題がないと思いますし、

大きな水路もあり合併浄化槽で排水するということです。一部残している水路側●●を今後どういう形で使用されるか確認してみたいと思います。特に問題はないかと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 13 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 24 号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案第 24 号、農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件を上程致します。

事務局に 番号 12 番 から 番号 13 番 の説明を求めます。

【事務局】 資料 8 ページをお願いします。

農地中間管理機構を利用した利用権設定です。公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。

番号 12 番、地図公図は 39 ページ、40 ページになります。

大塙●●外 4 筆、合計面積 1,235 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに、田を 5 年 5 か月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

果樹の栽培(いちじく)を予定し、無償による貸借です。

続きまして

番号 13 番、地図公図は 41 ページ、42 ページになります。

宇津谷●●、面積 2,017 m²を●●の●●さんが●●の●●に畠を5年5 か月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

採草地としての利用を予定しています。

賃借料は 10a 当たり●●円です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。番号 12 番から 13 番までの計画作成案について、作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、番号12番 から 13番 までについて作成要請を行うことに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

審議ありがとうございました。

午後4時30分閉会